各都道府県高齢者保健福祉主管部(局) 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印省略)

「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待 に係る警察からの通報等の取扱いについて

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、高齢者虐待事案について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について」(令和4年12月15日付け警察庁丙生企発第122号ほか)により対応するにあたり、警察庁より「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」(令和7年11月19日付け警察庁丁人少発第1068号)が各都道府県警察の長宛に通達されておりますので、お知らせいたします。

警察から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づく通報及び情報提供等があった場合は、提供された情報等を確認の上、高齢者虐待防止法に基づき適切に処理するとともに、事案の内容に応じて適切に高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応を行うことや、関係機関につなぐ等の対応を行うことが必要です。特に、高齢者虐待防止法の対象に該当しないと考えられる事案に係る情報提供であっても、何らかの支援を要すると考えられる場合には、市町村や地域包括支援センターにおかれては、介護保険法に基づく地域支援事業における総合相談支援事業や権利擁護事業等の一環として、積極的な対応を採ることが求められます。

各都道府県におかれましては、本内容を御了知いただき、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知いただくとともに、引き続き、各都道府県警察との連携・協力体制の構築を図り、高齢者虐待事案に対する迅速かつ適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共 団体からの提案(管理番号144)を踏まえた対応であり、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。